平成２２年（ヒ）第１０号
大分市大字勢家字芦崎1101番３
清算株式会社　扇城自動車株式会社
代表清算人　中江　繁幸
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者大分交通株式会社に対し、本協定の認可の確定した日から１か月以内に、金19,818,979円を弁済する。
２　協定債権者大分交通株式会社は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
以上
大分地方裁判所民事第１部

関係人集会期日等

平成２２年（ミ）第４号
大阪市中央区森ノ宮中央２丁目７番20号
更生会社　株式会社ウエムラ興発
１　関係人集会
期日　平成23年３月23日午前10時30分
場所　大阪地方裁判所第６民事部
第６債権者集会室（第二別館３階）
目的　更生計画案の決議
２　議決権の行使方法
関係人集会における行使または書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　書面投票期間　平成23年２月23日から平成23年３月18日まで
４　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年３月11日
平成23年２月23日
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２３年（再）第６号
大阪府大東市新田本町12番21号
再生債務者　東洋シャーリング株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区高麗橋３丁目１番14号高麗橋山本ビル５階　興和法律事務所　弁護士　森末　尚孝
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年２月22日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による決議に付する決定

平成２２年（再）第１号
香川県丸亀市西平山町129番地１
再生債務者　株式会社苗田商店
１　決議に付する再生計画案　平成23年１月27日付け再生債務者提出の再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年３月25日まで
平成23年２月24日　高松地方裁判所丸亀支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１号
福岡県大牟田市西新町15番地17
再生債務者　有限会社サンワエンジニアリング
１　決議に付する計画案　平成22年９月15日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年３月23日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年３月22日まで
平成23年２月24日
福岡地方裁判所大牟田支部

再生計画認可

平成２２年（再）第５号
兵庫県伊丹市東有岡２丁目10番地
再生債務者　ＭＺＤ株式会社（旧丸善電機株式会社）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年２月24日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第５号
大阪市中央区農人橋２丁目１番30号谷町八木ビル内
再生債務者　日本防火ライト工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年２月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再）第７号
大阪市北区豊崎３丁目４番６号
再生債務者　株式会社コムネツト
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年２月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第３０号
大阪市淀川区西中島５丁目11番10号、認可決定時の本店所在地群馬県高崎市福島町794番地12
再生債務者　株式会社アクシアプラス（旧商号株式会社スーパードーム群馬）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年２月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再）第３号
宮崎県都城市栄町18号５番地
再生債務者　南榮観光株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成23年２月25日　宮崎地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第９号
栃木県宇都宮市桜１丁目１番９号　プライムスクエアー宇都宮桜203号室
再生債務者　高橋　敏治
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月17日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月31日から平成23年４月８日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再イ）第３７１号
埼玉県新座市大和田１丁目８番22号
再生債務者　神崎　和幸
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月１日から平成23年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３７２号
埼玉県新座市大和田１丁目８番22号
再生債務者　神崎喜代乃
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月１日から平成23年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部